

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県公立学校職員の共済制度に関する条例	公 布 日	昭和29年12月25日
条 例 番 号	昭和29年三重県条例第82号	直 近 改 正 日	昭和36年4月1日
所管部局課	教育委員会事務局福利・給与課	電 話 番 号	059-224-2939
条例の概要	地方公務員法に規定している職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について、これを実現するための公立学校職員の相互共済及び福祉の増進を目的とする互助会を組織するために必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	その他
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方公務員法第42条に規定する事項を実施するための条例でありその目的は現在でも妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方公務員法第42条に規定する事項を実施するための条例であり今後もその必要性が認められる。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	公立学校職員互助会がその役割を担っている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方公務員法第42条に規定する事項を実施するため県の関与及び支援のもとに互助会を組織するための条例であり、規則・要項では目的を達成できない。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方公務員法第42条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	地方公務員法第42条に規定する事項を実施するため互助会を設置することを目的とする条例であり、その他法令に等に抵触している評価を受けるおそれはない。
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的と条例に規定する手段に相反はなく整合が図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	行政運営2（働きやすい県庁）と整合している。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	効果を疑問視する評価を受けたことがない。
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方公務員法第42条の規定に基づき県が実施する責務を有する福利厚生に関する事業を実施している互助会への県の関与及び支援ができなくなり、支障がある。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	互助会への県の関与及び支援ができなくなるため、廃止すべき規定はない。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	追加すべき規定はない。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	重複はない。
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	適正である。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	公立学校教職員の相互共済及び福祉の増進を図ることは、教職員が安心して職務に専念できる環境づくりに寄与することから、その効果は一部の県民に限られていない。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	互助会の経費は、会員の掛金、県の助成金その他の収入により賄われており、条例の執行に伴うコスト負担は一部の県民に限られていない。

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	由	特記事項	見直しに関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		<p>地方公務員法第42条に規定する事項を実施するために制定された条例であるため、廃止となればその目的を達成することができない。</p> <p>ただ、法律と条例との関係が明確になるよう趣旨規定の検討が必要である。</p> <p>また、第6条の規定と関係法令との整合性を確認することが必要である。</p>	無
					無